

防府市民生委員児童委員交付金交付要綱

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（以下「法」という。）第14条に規定する民生委員・児童委員の職務及び児童福祉法第17条に規定する児童委員の職務の遂行にあたって必要とされる経費に係る、防府市民生委員児童委員交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の性格)

第2条 交付金の交付は、法第26条に規定する都道府県の負担義務規定に基づいて措置される費用弁償の交付であるものとする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表に定めるところにより算出した額の合計額とする。

(交付金の交付)

第4条 交付金は、前条により算定された年額を4半期ごとに4回に分けてその翌月に支払うものとし、途中退任、途中就任の場合は日割り計算によるものとする。

(活動報告)

第5条 民生委員・児童委員は、1ヶ月の活動状況を規定の様式により、地区民生委員児童委員協議会を通じて市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象	県費	市費
地区民生委員児童委員協議会の会長の任にある民生委員・児童委員	山口県の当該年度の民生委員・児童委員活動費等県費交付金の額 ※会長活動費については第4／4半期に支払い。途中退任の場合は、会長の任を解かれた翌4半期支払い分に含める。	17,100円
その他の民生委員・児童委員	山口県の当該年度の民生委員・児童委員活動費等県費交付金の額	12,100円